

10版 放射線取扱の基礎—第1種放射線取扱主任者試験の要点—

正誤表

(対象: 1刷・2刷 ◇ 2025年12月現在)

課目	頁	誤	正
物理	18頁 例題 16 解答	…, 核異性体転移 (IT) が 10%o …	…, 核異性体転移 (IT) が 100% …
化 学	17頁 上から 14行目	また, 放射性核種の属する元素の単位質量当たりの放射能を比放射能と呼ぶ。比放射能 A/w は, …	また, 放射性核種の属する元素の単位質量当たり あるいは単位モル当たり の放射能を比放射能と呼ぶ。無担体の場合, 比放射能 A/w は, …
	26頁 下から 3行目	$A = Nf\sigma\lambda$ (5.6)	$A = Nf\sigma$ (5.6)
	34頁 5.4 純度 上から 11行目	$[\text{放射化学的純度}] = \frac{[\text{注目 RI の特定の化学形の放射能}]}{[\text{全放射能}]} \times 100\%$	$[\text{放射化学的純度}] = \frac{[\text{着目 RI の特定の化学形の放射能}]}{[\text{着目 RI の全放射能}]} \times 100\%$
	34頁 例題 43 解答 3行・6行目	$^{201}\text{TlCl} : 7.1 \text{ MBq}$ 放射化学的純度は, $^{201}\text{TlCl}$ の放射能が物質の全放射能に占める割合であるから $69 / (69+5.1+7.1) = 0.829$ (82.9%)	$^{202}\text{TlCl} : 7.1 \text{ MBq}$ 放射化学的純度は, $^{201}\text{TlCl}$ の放射能が ^{201}Tl の全放射能に占める割合であるから $69 / (69+5.1) = 0.931$ (93.1%)
測定	71頁 例題 35 解答	試料の計数率土標準偏差は, $\frac{14400}{10} \pm \frac{\sqrt{14400}}{5} = 1440 \pm 12[\text{cpm}]$	試料の計数率土標準偏差は, $\frac{14400}{10} \pm \frac{\sqrt{14400}}{10} = 1440 \pm 12[\text{cpm}]$
管理	14頁 例題 4 解答	I : 等価線量 H_T は… (以下略) J : 実効線量 E は… (以下略)	A : 等価線量 H_T は… (以下略) B : 実効線量 E は… (以下略)
法令	54頁 13.2 事業所外運搬 上から 3行目	「…に係る細目等を定める告示」で示される濃度 (免除濃度) 又は数量 (免除量, …)	「…に係る細目等を定める告示」で示される濃度 (免除濃度) かつ 数量 (免除量, …)

(対象: 2刷 ◇ 2025年12月現在)

物理	18頁 例題 16 解答	…, 核異性体転移 (IT) が 10%o …	…, 核異性体転移 (IT) が 100% …
化学	26頁 下から 3行目	$A = Nf\sigma\lambda$ (5.6)	$A = Nf\sigma$ (5.6)
管理	14頁 例題 4 解答	I : 等価線量 H_T は… (以下略) J : 実効線量 E は… (以下略)	A : 等価線量 H_T は… (以下略) B : 実効線量 E は… (以下略)

(裏面に、法改正に伴う追加情報あり)

追 加 情 報

(対象: 1刷・2刷 ◇ 2025年12月現在)

2025年12月1日現在、法改正に伴う読替・補足情報は以下のとおりです。

課目	頁	誤	正
管理技術	81頁 7.2.2 応急措置表 7.6	<p>⑥容器に入った線源についても、できるだけ火元から移動させる。</p> <p>⑦移動した線源は、<u>盜難等の防止のため、なわ張り等をした上で見張り人を置き</u>、安全に管理する</p>	<p>⑥容器に入った線源についても、できるだけ火元から<u>安全な場所に</u>移動させる。</p> <p>⑦移動した線源は、関係者以外の者の立入りを禁止し、安全に管理する</p>
法令	53頁 上から14行目	(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等により運搬に従事する者以外の者及び運搬車両以外の車両の立入りを制限すること。	(6) 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。
	112頁 27危険時の措置 上から13行目	示. 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に <u>移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより</u> 、関係者以外の者が立ち入ることを禁止する。	示. 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に <u>移し、関係者以外の者の立入りを禁止する</u> 。

以上